

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会 秋田県湯沢市

湯沢市福祉保健部福祉課



I 居住要件緩和について

(1) 対象とする市町村をどのように考えるか

(意見)

居住要件緩和に関して、民生委員・児童委員の選任基準や民生委員推薦会の推薦基準をしっかりと定め、民生委員・児童委員に相応しい者と認められた場合であれば、全市町村を対象として居住要件を緩和してもよいのではないかと考えます。

(理由)

人口減少が加速している中、当市においても将来的に民生委員・児童委員の担い手不足が想定される。居住している民生委員と遜色ない活動(地域に根付いた活動)が行えると認められた方であれば居住要件を緩和することに賛同いたします。また、他市に居住している方が地域の民生委員活動を行うことで、新たな気づきや発見ができ、より活発な風通しの良い民生委員活動が期待できるのではとの意見もある。

I 居住要件を緩和について

(2) 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか。

①組織区域ごとに「推薦準備会」の設置

町内会長や地区民生委員協議会長など「当該組織区域の実情に通じる方の推薦書」及び事業所等から(勤務時間内の民生員活動への配慮及び民生委員として相応しい旨など)の推薦書をもって民生委員推薦会へ推薦する仕組みを作る。(参照:湯沢市民生委員推薦会規定)

②居住要件を緩和した場合、居住地と担当区域で概ね1時間以内に駆け付けることの出来る範囲とする。

③勤務先等の協力を得たうえで、民生委員活動に時間を有することが出来る方。

④組織区域ごとにサポートできる体制を構築する。

I 居住要件を緩和について

(参 考)湯沢市民生委員推薦会規定
(推薦準備会)

第9条 推薦会が運営上必要と認めたときは、法第20条第1項に規定する区域(以下「組織区域」という。)ごとに民生委員及び主任児童委員推薦準備会(以下「推薦準備会」という。)を置くことができる。

2 推薦準備会は、組織区域における民生委員及び主任児童委員候補者について意見を述べ、民生委員候補者推薦書(様式第1号)及び主任児童委員候補者推薦書(様式第2号)により推薦会に推薦するものとする。

(推薦準備会の組織)

第10条 推薦準備会は、組織区域の民生児童委員協議会(法第20条第1項の規定に基づき当該組織区域の民生委員が組織した民生委員協議会をいう。以下「地区民児協」という。)の民生委員、主任児童委員及び当該組織区域の実情に通ずる者若干名で組織する。

2 推薦準備会の委員長は、地区民児協の会長をもって充てる。

I 居住要件を緩和 について

様式第1号（第9条関係）

民生委員候補者推薦書

年 月 日

湯沢市民生委員推薦会委員長 様

地区民生委員及び主任児童委員推薦準備会
委員長

下記の者は人格見識が高く、地域及び社会実情に通じ、社会福祉に熱意があり、
民生委員として適任と認めますので、候補者に推薦いたします。

記

氏 名
年 齢
性 別
担当区域

推薦準備会委員

氏名
氏名
氏名
氏名
氏名

組織区域の実情に通じる
方若干名で推薦準備会
を開催し、地区民生委員
協議会の会長が準備会
の委員長となり、候補者
の推薦書を民生委員推
薦会へ提出しております。



Ⅱ 担い手確保対策について

(3) 居住要件以外の「担い手確保対策」の意見

① 年齢要件の撤廃

人格識見が高く、社会福祉に熱意があり、健康で十分に民生委員活動を担うことが可能であれば、年齢要件を撤廃してもよいのではないかと。

② 担当区域のブロック制の導入

現在の担当する民生委員・児童委員の配置基準では、「人口10万人未満の市120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人」という基準になっているが、本市では、担当世帯数が少ないが面積や地理的条件で負担がある方や280以上の世帯を担当している方など個々の民生委員活動の負担がさまざまである。(最小世帯数8世帯 最大世帯数350世帯)

その負担を軽減するために、ブロック制を導入してはどうかとの声が上がっている。例えば地区民生委員協議会の全体の担当区を南ブロック、北ブロック等にわけて、個人で担当するのではなく、ブロックごとにチームで民生委員活動を行えるよう配置基準の見直しができないか要望する。

Ⅱ 担い手確保対策について

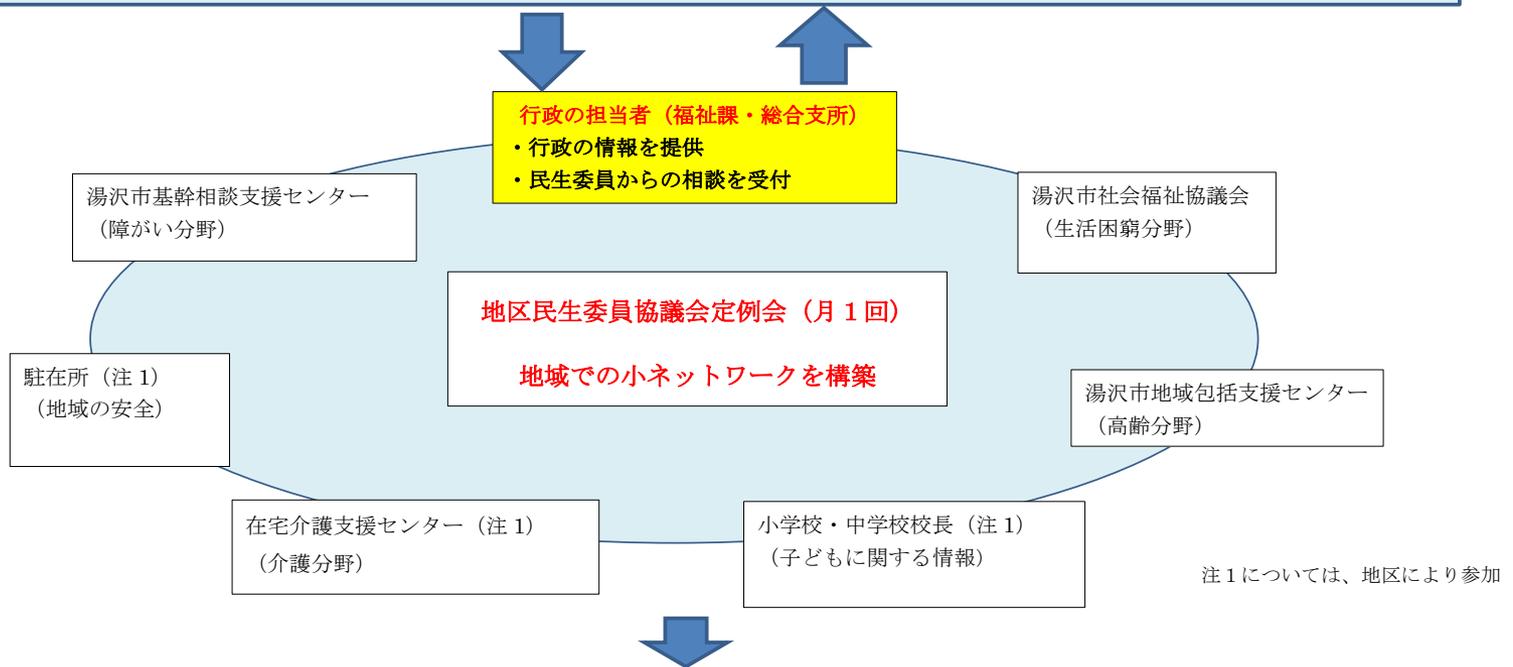
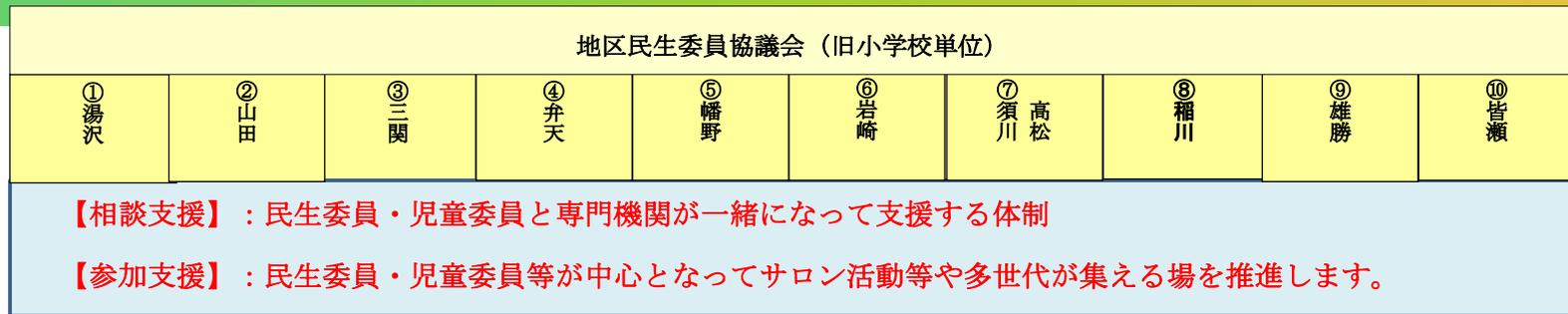
(4) 担い手確保対策として、特色ある有効な取組

① 民生委員・児童委員の負担軽減:「関係機関等とのネットワーク体制の構築」

- ◆ 地区民生委員協議会定例会(月1回開催)に各関係機関が参加し、情報共有や地域住民の相談等を一緒に解決している。⇒早期発見・早期支援
⇒民生委員・児童委員の負担軽減
- ◆ 行政の担当者が市の各部署から民生委員・児童委員に伝えたい情報等をまとめて定例会で報告 ⇒市と民生委員・児童委員との情報共有
- ◆ 複雑・困難ケースについては、重層的支援体制整備事業で対応
- ◆ 民生委員・児童委員や福祉員が中心となり、サロン活動や多世代が交流する場を推進している。

身近な地域で生活課題に気づき、専門機関につなぎ一緒に支援する力をつける体制づくり（民生委員・児童委員）

地区民生委員協議会定例会（月1回開催）に、様々な関係機関が参加し、情報の共有や地域住民の相談を一緒に解決する体制



解決できないケースは重層的支援体制整備事業で対応

Ⅱ 担い手確保対策について

② 民生委員・児童委員の負担軽減

社会福祉協議会が各地区へ「福祉員」を配置

【福祉員の役割】

1. 一人暮らしや高齢者世帯、障がい者世帯等「要支援者」に対する見守り活動を、地域の民生委員・児童委員と連携して実施し、福祉ニーズの把握に努める。
2. 町内会のサロン活動や福祉交流事業等の開催に向けた連絡調整
3. 市、地区社会福祉協議会への参加・協力

湯沢市内の福祉員設置状況(市内11地区中5地区設置)

皆瀬地区・高松地区・須川地区・湯沢地区・三関地区

Ⅲ その他

(4) ICTを活用した民生委員活動の支援

- ① 民生委員・児童委員へのタブレットの配布
- ② ICTの活用になじめない民生・児童委員に対して端末利用のサポートの実施
- ③ 各民生委員活動の報告・集計、研修会等の情報提供、参加申し込み、相談対応の情報、オンラインでの地区民生委員協議会への参加等全国統一したアプリケーションの提供

(5) 民生委員・児童委員の研修の強化

- ① 縦割りを超えた研修の実施や、各民児協の理事を対象としたブロック研修(例:秋田県ブロック、東北ブロック)の開催の検討